

会議顛末書

						記 録 者	異 琢 磨	
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	主 査 係	グ ル ー プ 員
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 市 長 副 市 長 部 長 次 長 課 長 課 長 補 佐 主 査 係 グ ル ー プ 員 </div>							
件 名	令和7年度 第2回龍ヶ崎市空家等対策推進協議会							
年 月 日	令和8年2月12日(木)							
時 間	午前10時から午前11時30分まで							
場 所	市役所5階第1委員会室							
出 席 者	<p>【空家等対策推進協議会委員】 大橋純一会長、札幌副会長、川上委員、野口委員、有川委員、辻村委員、吉野委員、相田委員、中嶋委員、落合委員、海老原委員、田島委員、大橋正則委員、松尾委員 計14名</p> <p>【龍ヶ崎市役所】 まちの魅力創造課：石崎課長、山西室長、記録者 税務課：森下課長 生活環境課：廣田課長 都市計画課：秋山課長 計6名</p>							
欠 席 者	萩原市長、小島委員、植木委員、佐田委員、加倉井委員、杉本委員 計6名							
傍 聴 人 数	0名							
内 容	1 開 会 2 委員紹介 3 会長、副会長の選任について 4 議 事 (1) 空家等対策の推進状況について (2) 今後の取組み等について 5 その他 6 閉 会							

石崎課長	<p>～開会～</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から、令和7年度第2回龍ヶ崎市空家等対策推進協議会を開会いたします。</p> <p>本日お集まりいただきました委員の皆様におかれましては、新任の方、再任の方がいらっしゃいますが、令和9年12月23日までの任期の間、本協議会にご参加いただき審議等をお願いいたします。</p> <p>本来であれば萩原市長より委嘱状をお渡しすべきところですが、本日は他の公務のため欠席しておりますので、あらかじめ皆様のお席に置かせていただいております。ご了承いただきますとともに、ご確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の会議次第に基づきまして進行させていただきます。始めに、委員の紹介をさせていただきます。お名前をお呼びしますので、その場でご起立のうえ、一言ご挨拶いただければと思います。</p>
委員	<p>～順にあいさつ～</p>
石崎課長	<p>以上14名の皆様と本日欠席しております萩原市長及び5名の委員の方を加えた20名が本協議会の委員となります。</p> <p>どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>また、新年度となる4月になりましたら、市民公募の委員を除き、所属先において人事異動等が見込まれますので、状況確認の文書を送付させていただきます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>続きまして、本協議会の事務局職員の紹介をさせていただきます。</p>
事務局職員	<p>～順にあいさつ～</p> <p>(資料確認)</p>
石崎課長	<p>続きまして、本協議会の開催に先立ちまして、本協議会条例第5条の規定に基づき、会長及び副会長を互選する必要があります。</p> <p>会長が決まるまでの間、引き続き会議の進行を努めさせていただきますので、ご協力の程お願いいたします。</p> <p>はじめに、会議録の作成及び公開の方法について、ご説明いたします。</p> <p>会議録の作成は事務局が行い、発言内容のほか、発言者の氏名についても明記するものとさせていただきます。また、事務局が作成した会議録につきましては、会長及びこの後、会長から指名されます二人の議事録署名人にご確認・ご署名をいただいた後、公開いたしますが、個人情報が含まれます議事の1、「空家等対策の推進状況について」の「(3) 特定空家等に対する措置状況」、 「(4) 管理不全空家等に対する措置状況」及び「(10) 管理不全空家等の新規認定について」、議事の2「今後の取組み等について」の「(1) 命令を行った特定空家等に対する今後の対応について」及び「(2) 相続財産清算人制度の活用」</p>

	<p>に関する内容は、非公開とさせていただきます。</p> <p>これに伴い、非公開部分の資料及び議事録につきまして、ホームページ等での公開は行いませんので、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>それでは会長の選出に移ります。規定により、選出は委員の互選による方法となりますが、何かご意見がございましたらお願いいたします。</p>
辻村委員	事務局一任でどうでしょうか。
石崎課長	ただいま、事務局一任という声でしたが、いかがでしょうか。
委員	異議なし
石崎課長	「異議なし」との声でしたが、事務局から案はありますか。
山西室長	<p>本来は互選になりますが、事務局からは推薦という形でご提案させていただきます。</p> <p>前任期間におかれましても、学識経験者としてのお立場から本協議会にご出席いただき、会長をお務めいただいております「大橋 純一委員」を、事務局から推薦させていただきます。</p>
石崎課長	ただいま、事務局から「大橋 純一委員」をご推薦する旨の提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。
委員	異議なし
石崎課長	それでは、会長を「大橋 純一委員」にお願いすることにつきまして、拍手をもってご承認いただきたいと思います。
委員	～一同拍手～
石崎課長	<p>ありがとうございます。それでは、これより議長を新会長に交代させていただきます。</p> <p>それでは、「大橋会長」、議長席への異動をお願いいたします。</p> <p>～大橋会長 議長席へ～</p>
石崎課長	それでは「大橋会長」より一言ご挨拶を頂戴したいと思います。
大橋会長	これまでも会長を務めさせていただいておりますが、心機一転気持ちを新たに取り組んでいきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

石崎課長	<p>ありがとうございました。ここからは、「大橋会長」に議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。</p>
大橋会長	<p>はじめに、副会長の選出を行いたいと思います。 副会長の選出につきましても互選となっております。互選方法について、何かご意見がございましたらお願いします。</p>
大橋委員	<p>市議会議員を務める札幌委員はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
大橋会長	<p>それでは、札幌委員に副会長をお願いしたいと思います。 「札幌副会長」から一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
札幌副会長	<p>会長を補佐し、市議会とのパイプ役になれるように取り組んでいきます。よろしくをお願いいたします。</p>
大橋会長	<p>ありがとうございました。 続きまして、委員の出席者数を確認させていただきます。 委員総数 20 名のうち、出席者が 14 名、欠席者が 6 名でございます。 出席委員が過半数に達しておりますので、龍ヶ崎市空家等対策推進協議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本会議が成立していることをご報告いたします。 続きまして、本日の会議の議事録署名人を指名させていただきます。 今回は、「辻村委員」と「中嶋委員」にお願いします。</p> <p>～両委員承諾～</p>
大橋会長	<p>それでは、会議次第に沿って議事を進行してまいります。 議事の 1、「空家等対策の推進状況について」事務局から説明をお願いします。なお、議事の 1 は内容が多岐にわたりますので、「(2) 空家バンクにおける空家等の利活用の現状」で一度区切らせていただきます。</p>
記録者	<p>【空家等対策の推進状況について説明】 (1) 空家等における苦情等の現状 (2) 空家バンクにおける空家等の利活用の現状</p>
大橋会長	<p>ただいまの説明に対して、ご意見やご質問等はございますか。</p>
田島委員	<p>苦情等があった実物件数よりも適正管理を促した空家等の件数が多いのはなぜでしょうか。</p>

記録者	苦情等があった実物件数は、当該年度に新たに苦情があり、適正管理の依頼を促した物件数です。それに、前年度以前から継続して適正管理の依頼をしている物件数を加えたものが、適正管理を促した空家等の件数となります。
大橋会長	続きまして、「(3) 特定空家等に対する措置状況」及び「(4) 管理不全空家等に対する措置状況」について、事務局より説明をお願いします。
記録者	(※議事「空家等対策の推進状況について (3) 特定空家等に対する措置状況 (4) 管理不全空家等に対する措置状況」は、龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例第5条第2号に該当するため非公開)
大橋会長	続きまして、「(5) 空家対策講座」から「(9) 空家対策の情報発信」について、事務局より説明をお願いします。
記録者	～説明～ (5) 空家対策講座 (6) 生前整理講演会 (7) 住まいの講演会 (8) 住まいの相談会 (9) 空家対策の情報発信
大橋会長	ただいまの説明に対して、ご意見やご質問等はございますか。 ～質疑応答なし～
大橋会長	最後に、「(10) 管理不全空家等の新規認定について」、事務局より説明をお願いします。
山西室長	(※議事「空家等対策の推進状況について (10) 管理不全空家等の新規認定について」は、龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例第5条第2号に該当するため非公開)
大橋会長	続きまして、議事の2「今後の取組み等について」、事務局から説明をお願いします。なお、議事の2も内容が多岐にわたりますので、「(1) 命令を行った特定空家等への今後の対応について」、で一度区切らせていただきます。
山西室長	(※議事「今後の取組み等について (1) 命令を行った特定空家等への今後の対応について」は、龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例第5条第2号に該当するため非公開)
大橋会長	続きまして、「(2) 相続財産清算人制度の活用」について、事務局より説明をお願いします。

記録者	(※議事「今後の取組み等について (2) 相続財産清算人制度の活用について」は、龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例第 5 条第 2 号に該当するため非公開)
大橋会長	ただいまの説明に対して、ご意見やご質問等はございますか。 ～質疑応答なし～
大橋会長	続きまして、「(3) 空家等管理活用支援法人制度の導入について」及び「(4) 次期空家等対策計画の策定について」、事務局より説明をお願いします。
山西室長	～説明～ (3) 空家等管理活用支援法人制度の導入について (4) 次期空家等対策計画の策定について
大橋会長	ただいまの説明に対して、ご意見やご質問等はございますか。
川上委員	空家等管理活用支援法人制度はいつから導入する予定でしょうか。また、どのような流れで法人等を指定するのでしょうか。
石崎課長	令和 8 年 4 月を予定しています。指定の流れとしましては、公募を実施し、応募があった際に、都度審査を行い、要件を満たせば指定する形となります。公募期間は定めず、継続して公募します。
大橋委員	市の最上位計画では、空家等対策はどのように位置づけられているのでしょうか。また、今後民間事業者との連携により、空き家対策モデル事業への応募などは検討しているのでしょうか。
山西室長	「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」は、本市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画であり、具体的な施策や取組みの内容については、分野別の各種計画において整理していく位置づけとなっています。空家等対策においても、詳細は空家等対策計画に盛り込むものです。また、現時点において、空き家対策モデル事業への応募は予定していません。今後、本市において有効と思われる先進事例について確認できた場合には、検討していきたいと考えています。
大橋委員	県内の守谷市やつくば市などのポテンシャルの高い自治体があるので、このような制度を活用して空家等対策に取り組んでいくのがよいのではないのでしょうか。

大橋会長	<p>国のモデル事業があって、龍ヶ崎市の空家等対策の手段の方法の1つとして、事業の活用をするという形になると思います。次期計画の中にも空家等の利活用が盛り込まれるはずなので、その中での取組みの1つとして考えていくのも良いと思います。</p>
田島委員	<p>空家等管理活用支援法人について、空家等対策を補完する役割とはどのような役割で、どのような法人に行わせるのでしょうか。</p>
山西室長	<p>空家等対策には専門的な知識やノウハウが求められることから、空家バンクの運用などでも連携している宅建協会をはじめとした、専門性を有し、空家等対策に実績のある民間法人を指定し、官民連携により対策を効率的に進めるとともに職員の負担軽減を図るものです。</p>
石崎課長	<p>所有者が空家をどのように活用すれば効果的か、売買した場合の価格はどのくらいかといった利活用や流通など行政では対応が難しい分野については、例えば県内の8市町から受けている宅建協会にお願いできれば、専門分野のため円滑に進むようになります。一方で、苦情対応や相談受付はこれまでどおり行政が担うことで、双方が得意分野に注力する役割分担が可能となり、所有者への支援の充実が図れます。さらに、草木が繁茂しているケースでは、行政が特定の業者を紹介することは難しいのですが、支援法人は公的な立場のもと、事業者を紹介することが可能となり、所有者には利便性の向上によるメリットが見込まれます。</p>
田島委員	<p>市の計画を策定するときは、職員が直営で策定しているのでしょうか。それともコンサルを入れているのでしょうか。</p>
山西室長	<p>本市では、直営で策定しています。必要な場合に調査を委託することはあります。</p>
海老原委員	<p>次期空家等対策計画に空き店舗への対策も盛り込むとのことですが、今後空家を改修し、店舗等へ用途変更することを検討する方がいましたら、消防法に適合しているか等の確認もありますので、龍ヶ崎消防署へ一報いただきますようご協力お願いいたします。</p>
大橋会長	<p>最後に「(5) 空家バンクの取組」以降について、事務局より一括して説明をお願いします。</p>
記録者	<p>～説明～ (5) 空家バンクの取組 (6) 空家等に関する講演会等の開催 (7) 住まいの相談会の開催</p>

大橋会長	<p>ただいまの説明に対して、ご意見やご質問等はございますか。</p> <p>～質疑応答なし～</p>		
大橋会長	<p>これで本日の議題については、すべて終了しました。</p> <p>最後に、「5 その他」として、委員の皆様、あるいは事務局から何かございますか。</p> <p>～意見等なし～</p>		
大橋会長	<p>他にご意見がないようでしたら、これで令和7年度第2回空家等対策推進協議会を閉めさせていただきたいと思っております。</p> <p>進行を事務局にお返しします。</p>		
石崎課長	<p>慎重なる審議ありがとうございました。これをもちまして、本協議会を終了いたします。</p> <p>会議で使用いたしました資料1～5と資料7～8につきましては回収させていただきます。持ち帰らず、机の上に置いておいていただきますようお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>		
要措置事項			
情報公開	公開	<input type="checkbox"/> 非公開（一部非公開を含む）とする理由	（龍ヶ崎市情報公開条例第9条2号該当） 個人の空家等に関する情報を含むため
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日
<p style="text-align: center;">会 長</p> <p style="text-align: center;">議事録署名人</p> <p style="text-align: center;">議事録署名人</p>			